平成２８年（フ）第１号
長野県佐久市鳴瀬602番地30
債務者　掛川　守衛
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１０号
長野県佐久市伴野2136番地１　市営宮川団地８号
債務者　樋口　寿子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１６号
静岡市駿河区曲金２丁目５番29―５号　フェリース曲金２Ａ
債務者　大浦　盛雄
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
静岡市清水区北矢部町１丁目９番17号　渡辺アパート
債務者　竹澤　康知
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００号
横浜市港北区新吉田東５丁目72番28号　テラスハウスＥ
債務者　仮屋　国昭
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６号
横浜市青葉区千草台30番地５　グリーンヒル藤が丘Ｉ　101
債務者　梅本久美子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目９番23号　レジデンスＳＨＯＥＩ　502号室
債務者　眞榮城雄一
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２０号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目９番23号　レジデンスＳＨＯＥＩ　502号室
債務者　眞榮城直美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４３号
静岡市駿河区中田本町２番28号　田中屋マンション201号
債務者　持山　照子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月16日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
静岡県牧之原市坂部366番地２
債務者　福島　　登
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月16日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３号
静岡県牧之原市坂部366番地２
債務者　福島　千秋
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月16日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３８号
静岡県浜松市南区新橋町80番地　Ａ号
債務者　児玉　英晴
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１２６１号
福岡市南区曰佐２―27―27
破産者　有限会社フリーダム
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０６号
愛知県あま市本郷三反地87番地
破産者　有限会社シバヤマ
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３８号
神戸市西区富士見が丘５丁目14番地の21
破産者　有限会社寺田運輸
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目２番34号
破産者　株式会社ミマツ
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係